環大企第 6 6 号 環大規第 6 2 号 環水管第 6 4 号 環水規第 1 2 4 号 平成 8 年 3 月 2 9 日

都道府県・政令市環境主管部局長 殿

環境庁大気保全局企画課大気生活環境室長環境庁大気保全局大気規制課長環境庁水質保全局水質管理課長環境庁水質保全局水質規制課長

大気汚染防止法等に係る氏名等変更届出書及び承継届出書の様式の共通化及び提出窓口の一元化について(通達)

現在、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の届出対象施設の両方を設置している工場・事業場の事業者は、氏名・住所等の変更や地位の承継があった場合、各々の法律の届出書にほぼ同一の事項を記載し各々の法律の所管部局へ提出しなければならないこととされているところである。

このため、平成7年3月31日に閣議決定された規制緩和推進計画では、事業者の負担軽減を図る観点から、「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法について、両法の届出対象施設に係る施設設置者の氏名・住所等の変更及び地位の承継の届出の書式等の共通化を進めるとともに、提出窓口の一元化を図る」ことが定められたところであり、この趣旨を踏まえ、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、瀬戸内海環境保全特別措置法、湖沼水質保全特別措置法及び特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法(以下「各法」という。)について併せて氏名等変更届出書及び承継届出書の様式の共通化及び提出窓口の一元化を図ることとする。

このため、本日付けで公布した大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する総理府令(平成8年総理府令第7号。以下「府令」という。)により各法に係る氏名等の変更及び地位の承継に係る届出書の表題を統一した上で、運用を改善することにより事業者の負担軽減を図ることとしたいので、下記の事項に御留意の上、各法を適切に運用し、事務手続き上の事業者の負担軽減に努められたい。

また、騒音規制法及び振動規制法に係る氏名等変更届出書及び承継届出書の受理に関する

事務は市町村長に委任されているので、管下市町村に対し、本通達の趣旨の周知徹底を図られたい。

記

1. 届出書式等の共通化

各法に基づく届出は、各法の施行規則で定められた様式に従ってそれぞれ行うこととなっているが、氏名変更等届出書及び承継届出書については、各法間において記載事項及び様式がほぼ同一であるので、届出を行う事業者の利便を考慮し、事業者が同時に複数の法律の届出を行う場合にあっては、例えば、別紙1及び別紙2のような共通様式を準備することにより、事業者が行う届出書の記載が一回で済むよう配慮すること。

この場合、例えば、事業者が、共通様式に必要事項を記載した後、これを必要枚数(例えば三本の法律に基づく届出を行う場合には二枚)複写し、不必要な部分(大気汚染防止法の届出を行う場合にあっては、共通様式のうち大気汚染防止法の届出様式にない部分)をそれぞれ消去(大気汚染防止法、騒音規制法及び湖沼水質保全特別措置法に基づき承継届出書を届け出る場合の例を別紙3に示す。)し、最後に事業者の印をそれぞれの届出書に押す等の方法をとること。

2. 届出窓口の一元化

各法に基づく届出は、各法それぞれの所管部局に提出することとなっているが、氏名変更 等届出書及び承継届出書について、事業者が同時に複数の法律に基づく届出を同一の自治体 に行う場合には、当該自治体内で当該届出書の提出窓口の一元化を図ることにより、事業者 が行う届出書の提出が一回で済むよう配慮すること。

氏名等変更届出書

年 月 日

○○知 事 殿 ○○市町村長

> 届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人に あってはその代表者の氏名 印

氏名(名称、住所、所在地)に変更があったので、

大気汚染防止法第11条(第18条の13第2項において準用する場合を含む。)

騒音規制法第10条

振動規制法第10条

水質汚濁防止法第10条

湖沼水質保全特別措置法第17条第2項

瀬戸内海環境保全特別措置法第9条

特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法第13条第2項

ダイオキシン類対策特別措置法第18条

の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の内容	変更前				※ 整 理 番	号			
发 史 0 7 1 1 台	変更後				※受理年月	田	年	月	日
変更年)	月日	年	月	日	※ 施 設 番	号			
変更のヨ	里 由				※ 備	考			

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

承継 届 出 書

年 月 日

○○知 事 ○○市町村長

> 届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人に あってはその代表者の氏名 印

ばい煙発生施設 (一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設)

特定施設

指定施設

水道水源特定施設

に係る届出者の地位を継承したので、

大気汚染防止法第12条第3項(第18条の13第2駅はいて準期する場合を含む。)

騒音規制法第11条第3項

振動規制法第11条第3項

水質汚濁防止法第11条第3項

湖沼水質保全特別措置法第18条第2項

瀬戸内海環境保全特別措置法第10条第3項

特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法第14条第2項

ダイオキシン類対策特別措置法第19条第3項

の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は	事業場の名称				※ 整 理 番 号			
【 工場又は 指定施設	事業場 】の所 【在地				※受理年月日	年	月	日
施設 特定施設 指定施設 水道水源特定施設	の種類				※ 施 設 番 号			
施設 特定施設 水道水源特定施設	の設置場所				※ 備 考			
承継の	年 月 日	年	月	日				
被承継者	氏名又は名称							
恢 外極有	住 所							
承 継	の原因							

備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

承 継 届 出 書

(大気汚染防止法に基づく届出例

年 月 日

XX市長 山田太郎 ^殿

> 〒000 ××市×× 1-1-1 ^{届出者} ××工業株式会社 代表取締役 山田二郎

ばい屋発生施設(一般初じん発生施設、特定初じん発生施設) 一特 定施設

指定施設

水道水源特定施設

に係る届出者の地位を継承したので、

大気汚染防止法第12条第3項(第18条の13第2駅は代車時も場合を含む。)

随音規制法第11条第3項

振動規制法第11条第3項

水質汚濁防止法第11条第3項

湖沼水質保全特別措置法第18条第2項

爾戸內海環境保全特別措置法第10条第3項

株字水道和水陰等の坊止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置在第14条第2項-

の規定により、次のとおり届け出ます。

•											
工場又は	事業場の名称	XX工業株式会社 XX工場	*	整	理	番	号 			·	
{工場又に 指定施 部	は事業場 \ の所	〒000 XX市XX1-1-2	*	受	理年	三月	Ë		年	月.	B
√施設 特定施設	>	ボター 3基	*	施	設	番	号,				
指定施記	· 1	一,一下家施设				· ·		<u> </u>			-
施設	2→の設置場所	〒000	*	備			考		•		
水道水源特定施		XX市XX1-1-Z									
承継の	D年月日	8年4月20日									
被承継者	氏名又は名称	△△ 鉄工門 (株) 水汞取铈役 山田三郎			•						
(校) 本 (本)	住 所	X×市ムム1-1-1			•			,	• •		
承継	の原因	売却のため								<u></u>	,

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

承 継 届 出 書

XX市長 山田太郎 ^殿 年 月 日

〒DOO XX市XX |-|-|

RHA XX工業株式会社

印
代表取締役 山田二郎

你是独的人的人的人的生态。特定施設 特定施設

指定施設

水道水源特定施設

に係る届出者の地位を継承したので、

大気污染防止法第12条第3項(第18条018第2項附近等計場的計。) 騒音規制法第11条第3項

振動規制法第11条第8項

水質污濁防止法第11条第3項

湖沼水質保全特別措置法第18条第2項

爾戸內海環境保全特別措置法第10条第3項

株立上海前上居里の比小の上めの水道水道水道水道水道の水管の保全に即立る特別指層出第14条第2項

の規定により、次のとおり届け出ます。

		·						 		
工場又は	事業場の名称	XX工業株式会社 XX工場	*	整	理	番.	号	 •	<u> </u>	
∫工場又に 指定施 部	よ事業場 \ の所 と	〒000 XX市XX1-1-2	*	受	理句	三 月	8	年	月 	B
施設 特定施設 指定施設 減減機能	£	ポケー 3基 , イ 豚病施設	. Ж	施	設	番	号			
施設特定施設	2 の設置場所	〒06Q XX市XX1-1-2	*	備			考			
承継の	D 年 月 日	8年4月20日	,							
被承継者	氏名又は名称	△△ 鉄工門 (株) 水泵取締役 山田三郎	·					-		٠
双外种名	住 所	- -	,							
承 継	の 原 因	売却のため								

備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

承 継 居 出 書

XX市長 山田太郎 ^殿 年 月 日

〒000 ××市×× |-|-|
^{届出者} ××工業株式会社

代表取締役 山田二郡

试小层旁生蒸款(一般份七人発生蒸款、特定份七人発生蒸設)

特定施設

指定施設

水道水源特定施設

に係る届出者の地位を継承したので、

大氢污染防止法第12条第8項(\$18条018\$2驱却(季時
3場合会)。)

振動規制法第11条第3項

水質汚濁防止法第11条第3項

湖沼水質保全特別措置法第18条第2項

瀬戸内海環境保全特別措置法第10条第3項

<u>- 传完水道利水障害の防止のための水道水器水域の水質の保全に関する告別措置法第14条集2項</u>

の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は	事業場の各称	XX工業株式会社	*	整	理	番	号		. -		
〔 王場又⟨ 【指定施記	は事業場 →の所 み 大在地	〒000 XX市XX1-1-2	*	受	理年	月	· 目		年	月	日
<u>施設</u>	`	ポケー3基	፠,	施	設	番	号				;
指定施制	4	一,一下家施设									
施設特定施設	☆ の設置場所	7000	*	備			考				
水道水配告定药		XX 17XX 1-1-2			,			-			
承継 0	D 年 月 日	8年4月20日			•		ζ		•		
被承継者	氏名又は名称	【		-							
以外心	住 所	1-1-1 DOFX									
承 継	の 原 因	売却っため									

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。